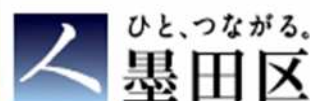


墨田区消費者ニュース

令和7年11月発行 第228号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



暖房器具に昨シーズンの灯油は使わないで！

灯油は、保管中に日光や熱により変質したり、水や異種の油が混入したりして「不良灯油」になる恐れがあります。

「不良灯油」を暖房器具に使用すると煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、故障の原因になります。

昨シーズンの灯油は、変質の恐れがあり危険ですので使用しないでください。

石油ストーブ等を使用する際は、次の点にも注意してください

- 1 ホコリを取り除く。
- 2 耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。
- 3 燃烧筒が正しく取り付けられていることを確認する。
- 4 燃料は新しいものを使う。ガソリンの誤給油を防ぐ。
- 5 カートリッジタンクの給油口の蓋が閉まっていることを確認する。
- 6 機器と周囲の壁や可燃物との距離を十分に確保する。



資料：国民生活センター
イラスト：いらすとや

消費者講座のご案内

1日だけの限定開催！ワークショップ&チャリティバザー

【とき】11月29日（土）正午～15時 【ところ】すみだ産業会館9階

【内容】墨田区消費者団体連絡会による活動展示、チャリティバザーおよびワークショップ

【対象】区内在住在勤在学の方 【費用】無料（購入費は自己負担）

【持ち物】作品や購入品を持ち帰るための袋

【ワークショップ（参加料無料・要事前予約）】※定員：祝箸袋は先着8名、その他は各先着5名
トートバッグ（12時半開始）、ペットボトルカバー（13時半開始）、あずま袋（13時開始）、
祝箸袋（14時開始）、傘用シュシュ（①13時半開始、②14時開始）

【申込み】事前に希望ワークショップ名（傘用シュシュは希望時間も）・氏名・電話番号を、電話か
Eメールですみだ消費者センター ☎ 5608-1516 ✉ sangyou@city.sumida.lg.jp へ
※展示、チャリティバザーは直接会場へお越しください。

消費者センター相談窓口から

SMS やメールのフィッシング詐欺に注意！

— カード情報や個人情報の入力には注意しましょう —

【相談事例】

契約中のガス会社から「未払いがある。支払うように」とメールが届いた。オンラインで支払いが可能と説明があり、記載された URL をクリックし表示された画面にクレジットカード情報を入力した。その後カード会社から届いた認証番号も入力し決済を完了した。決済後にスマートフォンに届いた請求通知が、数千円のはずが 10 万円になっておりフィッシング詐欺だと気付いた。

カードの明細には利用したことの無いフリマサイトで 10 万円の利用があった。すぐにクレジットカード会社に連絡し調査が開始されたが、4 か月後にカード会社から「詐欺は認めるが、認証番号を入力した決済だったため規約に則り補償対象外だ。」と言われた。納得できない。返金してほしい。

(60 歳代男性)

※フィッシング詐欺とは、送信者を詐称したメールや SMS を送り、偽のホームページに誘導しクレジットカード情報等の重要な情報を盗み出す詐欺のこと



イラスト：いらすとや

【アドバイス】

●クレジットカードやデビットカードでは、暗証番号や認証番号を入力した決済は補償対象外となる場合があります。補償対象でも 60 日程度の期限がある場合があります。

不正利用に気付いた時は速やかに連絡しましょう。

●銀行やクレジットカード会社がメールで口座やクレジットカードの情報を確認することはありません。

●メール本文中のリンクや連絡先はフィッシングサイトに誘導される危険があります。普段利用しているサイトやマイページを開くようにしましょう。

●銀行やクレジットカード会社、水光熱の契約会社の連絡先リストを作りましょう。

届いたメールが本物か、正しい連絡先に確認すると安心です。

この事例では、クレジットカード会社の対応に問題はなく消費者センターで斡旋が出来ないことを説明し、警察へ相談するよう伝えました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

